

家庭教育支援チームイメージ図について

1. 家庭教育支援チームイメージ図作成の目的

家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり ②保護者への学びの場の提供 ③訪問型家庭教育支援）を重視し、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、令和2年度より千葉県オリジナルの家庭教育支援チームの組織を作り、更に地域の子育てや家庭教育を応援していく。

2. イメージ図の内容について

- (1) 家庭教育支援チームにコーディネーター（家庭教育支援員等）を置く。

（各市町村家庭教育担当課で選出する）

- (2) 連絡会議を年に4回（4月、7月、12月、3月）実施する。連絡会議に出席するメンバーは、家庭教育担当課職員、民生・児童委員、家庭教育支援チームコーディネーター（家庭教育支援員等）、学校関係者または教育委員会生徒指導担当者（いじめ・不登校等）等とする。

※家庭教育支援コーディネーターは複数配置も可とする。

※以後、教育委員会生徒指導担当者（いじめ・不登校等）は、教育委員会とする。

- (3) 連絡会議では、家庭教育支援チームの活動に参加した中で、気になった子供、親等については、家庭教育支援チームから民生・児童委員、学校関係者または教育委員会に情報の提供を行う。ただし、次の件については、連絡会議の開催を待たず、直ちに情報の提供等を各関係機関に行う。

※虐待の疑いについては、直ちに児童相談所、市町村（虐待対応担当課）への通告、警察への通報を行う。

※いじめなど子供同士のトラブル、保護者同士のトラブルやその他気になったことについては、民生・児童委員や学校関係者または教育委員会へ情報提供する。

- (4) 家庭教育支援チームから連絡会議において、家庭教育支援チームの取組（講座や事業等）を民生・児童委員や学校関係者または教育委員会に説明する。民生・児童委員や学校関係者または教育委員会は、家庭教育支援チームの取組について各家庭に紹介する。特に困り感を持っている家庭には個々に家庭教育支援チームの取組に参加を促すように働きかけるとともに、家庭教育支援チームが、家庭訪問などによる相談対応も実施できることを伝え、活用を促す。